

清水町教育大綱

(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月

清水町

1 教育大綱（根拠、役割、位置づけ）について

この大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、本町の教育、文化芸術及びスポーツの振興に関する総合的な施策についての方針であり、総合教育会議における教育委員会との協議を経て、町長が定めるものです。

また、この大綱は、多くの町民の意見を反映して策定された「第6期清水町総合計画」が示す施策の基本的な方向に沿って策定するものであり、その施策の一つである「学びから生きる力を育むまち」を清水町教育大綱の基本目標として、施策を推進してまいります。

2 大綱の期間

清水町教育大綱の期間は、「第6期清水町総合計画」との整合性を図るため、同計画の後期基本計画と期間を合わせて、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、期間中においても必要に応じて見直しの検討を行います。

3 基本目標

「学びから生きる力を育むまち」

生きる力と郷土愛を受け継ぐ「学び」を推進し、確かな学力と豊かな心を持つ人材を育む教育を実践するとともに、町民が自主的に学び交流する文化やスポーツを通して、住みやすいまちづくりにつなげることを目標とします。

4 基本理念

- 本町の教育が目指す教育理念「心響」、その実践指標「しみず教育の四季」と国の教育基本計画に謳われている「ウェルビーイング」の向上を推進するために、より基礎的なことを重視した取り組みを推進します。
- 人口減少や少子高齢化、気候変動に自然災害、生成A Iなどのデジタル技術の発展により、社会の在り方が劇的に変わる、先行き不透明で「予測困難な時代」を生きる子どもたちにとって、様々な社会的な変化を乗り越えることができる資質・能力を身に付けさせるためには、地域が一体となって教育施策を確実に展開する必要があります。
- こども基本法や北海道こども基本条例、こどもの権利条約の精神のもと、

「こどもまんなか」を核とした教育を通して子どもたちの健やかな成長を推進します。

- 町と教育委員会、関係機関が連携協力し、町民一人ひとりがまちづくりや人づくりを自分ごととして、人との絆や心のつながりがあふれる地域コミュニティを目指します。

5 SDGs（持続可能な開発目標）との関係

持続可能なまちづくりの実現に向けて、清水町総合計画の6編にわたる基本計画の相互連携により、切れ目のない各種取り組みを行うことで「まちに気づくまちを築く とかち清水 ～想いをミライに繋ぐまち～」の将来像を描く理念と、SDGsの目指す目標は方向性が同じであることから、清水町としてSDGsを推進しています。

この大綱では、家庭・学校・地域が連携協力して変化の激しい時代を生き抜くことができる子どもの育成を図ることを基盤とし、SDGsの理念と合致する施策を推進することで、そのゴールの達成に努めます。



6 施策の柱

(1) 地域とともに進める魅力ある教育の推進

- ①家庭・学校・地域が一体となり、よりよい教育環境をつくります。

【方策】

- ・教育理念である「心響」と実践指標である“しみず「教育の四季」”の普及と実践
- ・小中一貫教育の推進と幼保小中の連携強化
- ・ICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体化の推進
- ・「主体的・対話的で深い学び」の授業改善による確かな学力を育む教育の推進
- ・少人数教育や特別支援教育（インクルーシブ教育）の充実
- ・英語教育の充実やオンライン交流によるコミュニケーション力の育成
- ・いじめや不登校への対応の充実

- ・コミュニティースクールの充実
- ・奨学金制度、義務教育負担軽減の充実

②郷土を愛し、将来に向かい夢や希望を持ち、新たな道を切り開くことができる力を身につけた子どもを育みます。

【方策】

- ・職業体験などを通じたキャリア教育の充実
- ・「十勝清水学」の推進

(2) 高校振興の充実

①総合学科先進校として特色ある教育活動を展開する清水高等学校との連携を深め、「魅力ある清水高校」の実現に向けて支援します。

【方策】

- ・幼保小中との連携事業の充実
- ・関係団体を通じた広報活動や魅力化推進事業、学習環境整備、部活動への支援、保護者負担の軽減
- ・地域貢献活動とまちづくりへの参画

(3) 文化芸術活動の推進

①文化芸術にふれる機会を創出するとともに、文化団体やサークル活動など主体的な文化芸術活動を支援します。

【方策】

- ・芸術鑑賞事業の充実
- ・町民芸術文化祭などへの活動支援

②地域で培われてきた文化芸術活動や郷土の歴史や文化史を未来へ継承します。

【方策】

- ・第九文化継承活動や子どもたちへの文化継承活動の推進
- ・郷土史料整備の推進
- ・郷土の文化を学ぶ機会の充実

(4) スポーツ活動の推進

- ①安全で安心なスポーツ活動ができる環境を整備するとともに、スポーツ活動を通じた交流を推進します。

【方策】

- ・ 体育施設整備の推進
- ・ 気軽にできる軽スポーツ（町民ひとり1スポーツ）の普及推進
- ・ 生きがいづくりの推進とコミュニケーションの場の創出

- ②子どもたちがスポーツの魅力を感じ、夢や憧れをもって活動できる環境を整備します。

【方策】

- ・ 競技普及に向けた支援の充実
- ・ 小中学生スポーツ活動送迎事業の充実
- ・ 各種スポーツ指導者の養成の推進
- ・ 学校部活動の地域展開の推進

(5) 生涯学習の推進

- ①町民のニーズや時代の変化に応じた学習情報の提供と学習機会を創出します。

【方策】

- ・ 公民館講座など各種講座の充実
- ・ 多様な人が学習できる環境の整備
- ・ 施設環境の整備

- ②身につけた知識や経験を活かし、主体的にまちづくりや地域活動などに参画できる場の提供に努めます。

【方策】

- ・ 生涯学習ボランティアの人材発掘及び育成と活動機会の拡充